犯罪被害者等支援条例の制定とその後の取り組み

（令和4年4月）

平成１７年４月に施行された『犯罪被害者等基本法』(注１)に基づき、国が平成１７年１２月に策定した『犯罪被害者等基本計画』において、地方公共団体における総合的な対応窓口の設置が要請されたことを受け、本市では、平成２０年に「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置し、面接又は電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供を行ってきました。

しかし、本市として犯罪被害者等に寄り添った支援が求められる中、犯罪被害者等に特化した支援制度の構築が喫緊の課題となっていました。

（注１）犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として平成１６年に成立しました。

＜議会での審議経過と市の取り組み＞

【平成１８年　第４回定例会（１２月）】

質　問　これまでの取り組み及び今後の対応について、他都市でも既に設置がされている犯罪被害者支援の一つとして、総合的な窓口設置を求めてまいりましたが、取組について教えてください。

答　弁　これまでの取り組みですが、庁内関係部署を構成員とした犯罪被害者等支援検討部会を昨年の８月に設置し、犯罪被害者等基本法の周知や国の犯罪被害者等基本計画に対応する施策の検討を行いました。今年度は県と連携し、２回にわたる犯罪被害者支援に係る調査により、既に対応している施策や対応可能な施策の調査を行いました。また検討部会で具体的な支援施策について検討していきます。

取り組みとしては・・・
平成２０年５月から犯罪被害者等支援相談窓口を設置しました。

広報キャラクター
およよん

・受付時間　　月曜日～金曜日（休日を除く）９：００～１７：００
・相談方法　　電話、FAX 等　※面接相談は要予約
・相談員　　警察 OB、他の防犯業務と兼務体制
　　※現在は、専門職の活用と長期的な支援のため、
　　社会福祉職の精神保健福祉士による相談を行っています。
・設置場所　　市民文化局市民生活部地域安全推進課　事務室内
　　（設置当時：市民局人権・男女共同参画室）

相談実績

平成 20 年度　28 件	平成 25 年度　9 件	平成 30 年度　20 件
平成 21 年度　6 件	平成 26 年度　23 件	令和 元年度　27 件
平成 22 年度　2 件	平成 27 年度　10 件	令和 2 年度　25 件
平成 23 年度　8 件	平成 28 年度　16 件	令和 3 年度　47 件
平成 24 年度　13 件	平成 29 年度　10 件	令和 5 年 1 月末現在　138 件

【平成３０年　第４回定例会（１２月）】

質　問　横浜市では、犯罪被害者等の権利利益の保護と被害の軽減及び回復を目的に、横浜市犯罪被害者等支援条例を現在開催中の市議会に上程しています。本市における条例制定に対する考え方について教えてください。

答　弁　犯罪被害に遭われた方への精神面、生活面でのサポートは、本市といたしましても大切なものであると考えており、これまで関係機関と連携しながら支援を行ってきました。県において犯罪被害者支援に係る検討会が設置される予定と聞いておりますので、その情報収集に努め、さらなる連携の強化について検討し、横浜市などの先行都市の状況を注視しながら、より被害者の方々に寄り添うことができる支援方法等について調査研究を進めていきます。

意見・要望　相談窓口を設置して、本市に対する相談が年間１０件前後の実績ですが、横浜市の平成２９年度の相談件数は６９９件です。本市の７０倍弱の相談対応をしています。本市においては、安定的に被害者支援と恒久的な制度を実現するため、条例制定の検討も必要だと考えます。

【令和元年　第４回定例会（９月）】

質　問　全ての犯罪被害者やその御家族が、地域社会から厚く心身のサポートが得られるよう、恒久的な効果の発現と本市の姿勢を明確に発信することのできる条例化について、今こそ検討すべきと考えますが、見解を教えてください。

答　弁　条例の制定につきましては、県が策定している第３期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画における県、県警察、民間支援団体と市町村による会議での検討内容や、今年度条例を施行した横浜市の状況も踏まえながら、犯罪被害に遭われた方に寄り添った支援方法などを含めて調査検討してまいりたいと考えています。

【令和２年　第６回定例会（１２月）】

質　問　平成１６年に犯罪被害者等基本法が成立以降、政令市の６割が条例を制定し、相談機能の整備や生活支援を実施しています。本市においても早期に条例を制定し、犯罪被害者等への総合的支援を具体化すべきです。条例化することを示した上で具体的なスケジュールの策定について市長の見解を教えてください。

答　弁　犯罪被害に遭われた方に寄り添い、必要な支援を届けることは大変重要ですので、年度内の設置を予定している有識者懇談会の委員の御意見等も伺いながら、本市として実施すべき支援施策を明確にし、早期の条例化を目指し取り組んでいきます。

取り組みとしては・・・
条例制定に向け、有識者会議を設置し、施策の検討を進め、犯罪被害者等支援施策（案）の意見募集（パブリックコメント）を令和３年９月１日～９月３０日まで実施しました。

犯罪被害者等支援施策（案）
・方向性
　犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、本市の姿勢を明確にするため、犯罪被害者等に特化した条例を制定するとともに、県でカバーできない犯罪被害者等の支援を行うなど市として寄り添った支援の拡充を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。
（1）条例について
　犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等支援について市としての基本理念を定めた上で、市・市民等・事業者の責務をそれぞれ定め、地域全体で犯罪被害者等を支える地域社会を目指すとするもの。また、犯罪被害者等に特化した支援について定めるとともに、二次被害を生じさせないように人材の育成や市民等への啓発活動等についても条例で定めています。
（2）条文構成

1. 目的	6. 事業者の責務	11. 市民等への啓発活動等
2. 定義	7. 相談及び情報の提供	12. 支援の制限
3. 基本理念	8. 日常生活等への支援	13. 意見の反映　等
4. 市の責務	9. 人材育成	
5. 市民等の責務	10. 民間支援団体への支援	

　結果、８通（意見総数２４件）の御意見を踏まえて令和３年第４回定例会に犯罪被害者等支援条例案を議会に上程しました。

【令和３年　第４回定例会（１２月）】

議　案　**議案第１６１号　「川崎市犯罪被害者等支援条例の制定について」**

質　問　議案第１６１号は、条例制定の背景として、国や県との役割分担を踏まえ、市として犯罪被害者に寄り添った支援の拡充を図るとしていますが、条例制定に至るような課題点はどのような内容であったのか、また、その解決、改善に向けた取組状況について教えてください。

答　弁　条例制定に至る課題等について、現状として犯罪被害者等に特化した支援がなく、既存制度には様々な要件があり、支援開始までに時間がかかるなどの問題点を認識し、支援制度の構築は喫緊の課題と捉えています。本市としては、犯罪被害者等に特化した条例を制定するとともに本市として寄り添った支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

【令和３年　文教委員会（１２月)】

議案第１６１号　「川崎市犯罪被害者等支援条例の制定について」の審査

主 な 議 論

・本条例案に教育支援を規定しなかった理由について
・教育委員会を川崎市犯罪被害者等支援庁内連絡会議の委員に含めなかった理由について
・犯罪被害者への支援の内容と教育支援の実施について
・学校との連携の在り方及び学校における支援の取組に向けた教育委員会との検討について
・条例制定前の事件に条例を遡及適用することに対する考えについて
・条例制定後から要綱策定までの間に発生した事件における犯罪被害者等への具体的支援内容について

文教委員会の審査結果・・・

議案第１６１号は 賛成多数で**原案可決**となりました。また、附帯決議(注２)も併せて可決しました。

（注２）附帯決議とは、議決に当たって、対象案件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のこと。可決された内容は次のとおりです。

附帯決議案

児童が犯罪被害者等となってしまった場合の支援について、当該児童やその家族への支援はもとより、当該児童が通う学校との連携は大変重要である。したがって、当該児童に関わる関係機関との協議を十分に重ね、個々の児童に則した必要な支援施策を検討すること。

陳　情

陳情第１１０号　※陳情も一括して審査しました。

「川崎市犯罪被害者等支援条例」に伴い、登戸児童殺傷事件被害者への継続した支援と支援内容の充実を求めることに関する陳情　　（令和３年１１月２９日 提出）

「川崎市犯罪被害者等支援条例」について、被害者への継続した支援、教育との連携等の検討、就学後の児童への支援を求めた陳情(注３)が、市民の方から市議会議長宛てに提出されました。

（注３）市議会では、市政などについての意見や要望を請願、陳情というかたちで受理しています。議長は受理した請願、陳情を本会議で所管の委員会に付託します。

請願：賛同する市議会議員の紹介が必要で、委員会での審査の後、本会議でも諮る。

陳情：市議会議員の紹介を必要とせず、委員会でのみ審査し、本会議には諮らない。

文教委員会の陳情の審査結果・・・

陳情第１１０号は 全会一致で**趣旨採択**(注４)となりました。

（注４）採択には至らないものの趣旨には賛同できること。

【令和３年　第４回定例会（１２月）】

本会議の採決結果・・・
議案第１６１号と附帯決議案は原案のとおり可決されました。

【令和４年　第２回定例会（２月）】

質　問　条例制定時に、被害者の声を受けて教育支援を求める附帯決議をつけました。犯罪被害者になってしまった児童のケアのため、個々の児童に即した必要な支援を行うべきです。要綱策定に当たっては、犯罪被害者等への意見聴取の機会を設けました。聴取の結果をどのように要綱に取り入れたのか教えてください。

答　弁　意見聴取の結果について、犯罪被害者等への意見聴取を今年１月に実施し、就学後の子どもたちが犯罪被害者等となったことを考慮した上で、要綱の制定に当たってほしいとの御意見をいただくとともに、議会での御指摘や条例に対する附帯決議などを踏まえ、教育支援及び一時預かりを追加しました。

【その後の取組】

・条例施行後の相談実績

令和５年１月末現在で延べ１３８件の相談がありました。そのうち、約５０件は施行された４月に対応しています。また、相談を受けて支援に結びついたものは、１０件ありました。

見舞金		緊急避難	家事等	配食
重傷病	性犯罪被害			
２件	３件	２件	１件	３件

相談方法は、電話相談が一番多く１０８件、次に相談フォーム２０件、訪問７件、面談３件となっています。

・犯罪被害者週間　川崎大会の開催（令和４年１１月２９日）

犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性について市民の理解を深めるよう、啓発活動の一環として、令和４年度に警察庁と共催で「犯罪被害者週間　川崎大会」を開催しました。

川崎大会では、基調講演会とパネルディスカッション、パネル展示を行いました。

他にも市民向けの周知（市政だより等）や庁内連絡会議・有識者会議の開催等の広報啓発活動や支援体制の充実に向けた取組を行いました。

・犯罪被害者等支援体制の充実に向けた取組

途切れない支援の実現に向けて、条例に基づく支援及び神奈川県警察等の関係機関との連携体制の強化を図り、有識者や被害当事者等からの御意見も伺いながら、支援施策を進めます。

川崎市犯罪被害者等支援条例に基づいた支援内容

犯罪被害者等支援条例とは、

本市では、令和３年１２月に「川崎市犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、要綱を策定し、犯罪被害に遭われた方の負担軽減を図るため、令和４年４月１日から新たな支援を開始しました。

＜相談支援＞

・精神的被害への支援

精神的な苦痛を早期に軽減・回復できるよう心理学の専門家によるカウンセリングを実施

（１案件１４回まで無料）

・法律問題への支援

被害者等が直面する訴訟や損害賠償などの法律に関する問題の解決を図るため、弁護士による法律相談を実施

（１案件２回まで無料）

＜住居支援＞

・転居支援

現住居に居住することが困難となった場合に、新たな住居に転居するための費用を助成

（１回あたり２０万円を上限に２回）

・緊急避難支援

県による緊急避難場所の提供を受けている市民に対し、延泊を実施（４泊分）

＜経済的支援＞

・見舞金

被害に遭われた方に見舞金を支給

遺族見舞金死亡　３０万円

重傷病見舞金　　１０万円

性犯罪被害見舞金１０万円

・教育支援

通学が困難となった場合の教育関係費を助成

教育関係費（家庭教師・送迎等）を助成　１人につき４８，０００円（上限）

＜日常生活支援＞

・家事等に係る支援

日常生活を営むために家事や介護等支援としてホームヘルプサービスの利用を必要とする際の費用を助成（１時間４，４００円を上限に合計６０時間まで）

・一時保育支援

就学前の子に対する一時保育を利用する際の費用を助成

（１人１日あたり２，９００円を上限に１０回まで）

・配食支援

食事の用意をすることに支障が生じている場合の配食費用を助成

（１人あたり１，０００円を上限に３０回まで）

・一時預かり等支援

小学校の児童の一時預かりを利用する際の費用を助成

（１人１日あたり９，０００円を上限に１０回まで）

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

「誰もが犯罪被害者になる可能性があります。」
地域が一体となって、犯罪防止や犯罪被害者のために
何ができるかを考えるために毎年、
１１月２５日～１２月１日を犯罪被害者週間としています。